

第20回 安来市農業委員会議事録

令和4年2月21日 午後2時00分 第20回安来市農業委員会会議を安来市伯太庁舎会議室に招集する。

1. 出席委員

1番 横山 芳明君	2番 足立 仁行君	3番 永塚 知芳君	5番 木戸 芳己君
6番 杉原 建君	7番 武上 隆雄君	8番 仲佐 久子君	9番 北川 正幸君
10番 安松 智君	11番 新田 里恵君	12番 塩見 秀雄君	13番 板金 悟君
14番 渡邊 克実君	16番 岡田 一夫君	17番 吉村 正君	18番 齋藤 哲君
19番 渡辺 和則君			

2. 欠席委員 4番 北中 宏一君 15番 佐々木 吉茂君

3. 出席事務局

實重 昌宏君 名原 猛君 原 美穂子君

4. 議事案件

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定 令和4年2月21日 1日
日程第 3	議第83号 農地法第2条の規定による非農地証明願について
日程第 4	議第84号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 5	議第85号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第 6	議第86号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 7	議第87号 農用地利用集積計画の決定について
日程第 8	報第102号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
日程第 9	報第103号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第 10	報第104号 公共事業に伴う農地一時転用の届出について
日程第 11	報第105号 公共事業の施行に伴う廃土処理の届出について
日程第 12	報第106号 認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用届出について

5. 議事

事務局：實重 昌宏君

定刻になりましたので、只今から第20回農業委員会を始めさせていただきたいと思っております。議事に入る前にお知らせがございます。議題86号 農地法第5条の規定による許可申請について、先日、譲渡し人がお亡くなりになったため申請取り下げの申し出がありました。取り下げのあった許可申請は13ページの1番の案件になりますので、削除をお願いします。それでは会を進めてまいりたいと存じます。本日お手元に配布しております資料は、日程及び申請総括表であります。ご確認をお願いします。委員会の開会にあたりまして、岡田会長のあいさつをお願いいたします。

議長：岡田 一夫君
【あいさつ】

議長：岡田 一夫君
本日の会議について、事務局から報告願います。

事務局：實重 昌宏君

本日の会議ですが、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、定足数に達しておりますので第20回安来市農業委員会会議を開催いたします。

議 長：岡田 一夫君
欠席委員はどなたですか？

事務局：實重 昌宏君
4番 北中委員、15番 佐々木委員です。

議 長：岡田 一夫君
日程第1 議事録署名委員の指名を議題といたします。議事録署名委員は、委員会会議規則第13条により 5番 木戸委員、6番 杉原委員 を指名いたします。

議 長：岡田 一夫君
日程第2 会期の決定 を議題とします。お諮りいたします。今会議は本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

【異議なしの声多数】

議 長：岡田 一夫君
ご異議なしと認めます。よって会議は本日1日と決定いたしました。

議 長：岡田 一夫君
日程第3 議第83号 農地法第2条の規定による非農地証明願について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君
2ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり非農地証明願の提出がありましたので審議を求めるものです。3ページに案件の内容、4ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の非農地証明願は、1件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。1番は、山中にある農地で昭和30年後半頃までは水田及び畑として利用してきましたが、隣接する山林から侵入した竹により竹林化が進行したため耕作を断念し現在にいたるものです。非農地証明事務取扱基準の(3)やむを得ない事情によって長期間耕作放棄した土地のうち、農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地であって、農業用利用を図るための条件整備が計画されていない土地のうち、その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に該当する土地であると考えます。以上です。

議 長：岡田 一夫君
説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について 7番 武上委員 お願いします。

7番 武上 隆雄君
【地元委員より位置図にて場所説明】

議 長：岡田 一夫君
次に、現地調査報告を2班19番 渡辺委員 お願いします。

19番 渡辺 和則君

19番 渡辺です。現地調査班の報告をさせていただきます。今月の調査班は2班です。武上班長、永塚委員、仲佐委員、塩見委員、渡邊克実委員と私、渡辺でございます。事務局より實重局長、名原係長に同行いただき、計8名で現地調査を行いました。2月18日金曜日、13時35分より事前の概要説明を受けたのちに現地に向かい、調査をさせていただきました。ただ今の非農地証明願の案件につきまして報告させていただきます。この土地は山より続いているなだらかな傾斜の土地でございまして、昭和30年後半ごろまでは水田と畑で利用されていたようです。その頃に申請者の方は安来市から松江市に移住されておられまして、その為管理が出来ない、困難な状況になった中、隣接する山から竹と雑木が繁茂しだして、耕作が不能となったということでもあります。耕作を断念されて現在に至っております。現況は竹林になっておりまして、こうした事から、調査班としましては許可妥当と判断させていただきました。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議長：岡田 一夫君

地元委員から補足がありましたら説明をお願いします。

議長：岡田 一夫君

ないようですので、1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

日程第4 議第84号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

5ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第10条の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。続いて6ページから8ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、7件で、所有権移転6件、使用貸借権設定1件に関する案件です。案件の詳細につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。1番は、耕作便利による所有権移転に関する案件で、農地法第3条2項各号の規定に関する、全部効率利用要件、農作業従事状況要件、下限面積につきまして、許可基準を満たしています。当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離 20m 農機具は、トラクター2台、田植機1台、コンバイン1台、管理機2台を所有しています。労働力は本人と妻の2名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、■■■■です。2番は、経営移譲年金受給のための使用貸借権設定に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関しての要件は満たしています。当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離 約500m 農機具は、軽トラック1台を所有しています。その他の農機具が必要な作業は、作業受託で対応するとのこと。労働力は本人と息子の計2名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の使用貸借の期間は20年です。3番は、農業経営開始による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関しての要件は満たしています。当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離 約20km 譲受人は地域おこし協力隊としてえーびだカンパニーに在籍し、3年間の地域おこし協力隊の任期を終了するにあたって、農業を廃止される予定である譲渡人から農地と現在まで使用されていた住宅を取得する予定であり、取得後は通作距離2km圏内となります。農機具は、現在は所有しておりませんが、農地取得と同時に譲渡人からトラクター1台、コンバイン1

地での耕作を始める予定となっております。以上のことから、周辺に何ら影響を及ぼすことはないと判断しております。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議 長：岡田 一夫君

4番の案件について 11番 新田委員 お願いします。

11番 新田 里恵君

11番 新田です。4番案件の説明をいたします。譲渡人は現在柿谷町に居住しておられなく、農地の管理が出来ないという事で、農地をもらい受けてくださる方を探しておられました。譲受人は農地の隣の方で、■■■■を受けることになりました。周囲に及ぼす影響はないと考えておりますので、審議のほどよろしくお願いたします。

議 長：岡田 一夫君

5番から7番の案件について 3番 永塚委員 お願いします。

3番 永塚 知芳君

3番 永塚でございます。5番、6番、7番の説明をさせていただきます。いずれも関連したものです。まず5番案件ですけれども、譲受人の方は、この場所につきましては、県道、市道、河川に囲まれている約1haの内、半分以上は譲受人が所有しております。譲渡人の方は子どもはおりますが同居しておらず、農業をやらないという事で、3年前から■■■■を検討しておられたところ、今年になって条件等が合いました■■■■で譲り渡す事になりました。譲受人は1haの内4筆所有しております、今回5筆を譲り受けるわけですが、ほとんどその県道、市道、河川が囲んでいる区画を一部だけ残して譲受人の所有になるという形になります。6番と7番は相互の交換という事で、先ほど5番の時申し上げましたが、譲受人の区画に譲渡人の土地がありまして相互交換という事になりました。7番につきましては少し離れておりますが、6番の物件と相互交換という形です。委員の皆様のご審議をよろしくお願いたします。以上です。

議 長：岡田 一夫君

説明が終わりました。1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

次に、2番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

次に、3番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

次に、4番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

次に、5番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

次に、6番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

次に、7番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

日程第5 議第85号 農地法第4条の規定による許可申請について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

9ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第30条の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。10ページに案件の内容、11ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第4条の許可申請は、1件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。1番は、農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断します。転用目的は、墓地です。既存墓地の標高差が大きく、急勾配等通行困難地であり、管理者の高齢化に伴い墓参り・墓石の管理が日々困難となったため、自宅周辺に移転を計画するものです。寺の墓地に空きがなく、周辺に共同墓地もないため、やむを得ず本土地を選定されたものであります。これは、申請地以外では、その目的が達成できないことから、農地法第4条第6項第2号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。以上です。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について 12番 塩見委員 お願いします。

12番 塩見 秀雄君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議長：岡田 一夫君

次に、現地調査報告を2班19番 渡辺委員 お願いします。

19番 渡辺 和則君

19番 渡辺です。現地報告をさせていただきます。地元の塩見委員の説明を受けました。概要につきましては先ほど事務局から説明がありましたように、現在の墓地は山中にあり、急勾配で通行が困難なうえ、管理者も高齢になり、墓参り、墓石の管理が困難となったため、自宅近くに移転を計画されたものです。お寺の墓地も検討されたようですが、空きがなく、共同墓地もないため、自己所有の土地のうち10㎡を選定されたという事です。墓地の周りにはブロックの塀を作り、三方を囲って墓石を移設される計画です。隣接農地の同意書もありまして、調査班としては許可妥当と判断いたしました。委員の皆様のご審議をよろしく願いいたします。以上です。

議長：岡田 一夫君

地元委員から補足がありましたら説明をお願いします。

議長：岡田 一夫君

ないようですので、1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

日程第6 議第86号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題とします。事務局の説明を

求めます。

事務局：名原 猛君

12ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第57条の4の規定により申請書の提出がありましたので審議をを求めるものです。13ページに案件の内容、14ページから16ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第5条の許可申請は、2件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。2番は、農地の区分は、市街化調整区域内にある農地のうち、その区画の面積、形状、傾斜が高性能農業機械による営農に適する農地であることから甲種農地と判断します。転用目的は、駐車場です。譲受人は、関連会社を含め、27名の従業員を雇用し、運送業、産業廃棄物処理事業及び建設業を営んでいます。申請農地に近接して、事業所を置き、敷地内に整備工場、分別工場、軽油スタンド、洗車場、事務所、休憩所があります。会社が保有する車両は、ダンプ、トレーラーのほか、ショベル、ブルドーザーなどの重機類を含め、69台ありますが、以前より駐車場が不足しており、令和2年4月に敷地拡張を行ったが駐車場不足は解消されず、さらに事業用地のうち借地部分の一部の返還を強く求められたことから、隣接する農地に駐車場を整備することを計画しました。これは、農地法施行規則第35条第1項第5号、既存の施設の拡張に該当すると考えます。既存の施設の拡張とは、既存の施設の機能の維持・拡充等のため、既存の施設に隣接する土地に施設を整備することをいい、拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の面積の2分の1を超えないものに限られます。本申請地に隣接している既存の施設のある土地の面積は10,936.54㎡ですので問題はないと考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の対価は、 です。3番は、農地の区分は、荒島駅から半径300m以内かつ、4m以上の道路又は建築基準法の2項道路の沿道の区域で、水道、下水道が埋設されていて、500m以内に2つ以上の医療機関、文教施設がある農地であることから第3種農地と判断します。転用の目的は、分家住宅及び進入路で権利の種類は所有権の移転です。譲受人は現在雲南市の借家に居住していますが、将来は父の故郷で地域医療に従事するため住宅の建築を計画しました。申請人の家族は夫婦と子供2人ですが、将来は両親も含めての生活を希望しています。近隣に農地以外の土地も探しましたが見つからず、父の生まれた実家に近い本件農地を選定しました。第3種農地は、農地法第5条第2項第1号のロの規定により、転用の実現性などの一般基準を満たせば許可となります。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の対価は、譲受人からの希望により、非公開です。以上です。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。2番の案件について 10番 安松委員 お願いします。

10番 安松 智君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議長：岡田 一夫君

3番の案件について 2番 足立委員 お願いします。

2番 足立 仁行君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議長：岡田 一夫君

次に、現地調査報告を2班19番 渡辺委員 お願いします。

19番 渡辺 和則君

19番 渡辺です。農地法第5条の案件につきまして現地報告をさせていただきます。最初に2番案件の報告をさせていただきます。現地では地元委員の安松委員より説明を受けました。申請の土地は[REDACTED]、1,569㎡、[REDACTED]、1,483㎡、合わせまして3,052㎡です。先ほど事務局から説明があった通りでございます。この土地は、当初は干拓事業で農地利用のためにできたそうです。その後、水利等の条件も悪くなり、現在では農地として使用されておりません。譲受人は27名の従業員を雇用し、運送業、産業廃棄物処理事業及び建設業を営んでいます。会社が保有する車両は、ダンプ、トレーラー、ショベル、ブルドーザーなど重機類を含め69台です。廃棄物を入れるコンテナも数多く、駐車場の不足している事情があり、この頃になりまして、一部の借地の返還を求められたことから、隣接地に駐車場を整備する計画となったようでございます。この農地につきましては、現況の高さで碎石を敷き詰め、三方にはL型鋼で泥の流出を防ぎ、そしてその内側にU字溝で雨水の排水を取り、中央にも2本のU字溝を設置し、雨水を処理されるという事です。東側にある水路に雨水の排水をするという説明を受けました。水利組合の同意書、隣接農地の同意書も添付されておりまして、調査班としては許可妥当と判断させていただきました。皆様方のご審議をよろしくお願いたします。続きまして、3番案件につきまして現地報告をさせていただきます。現地では足立委員の説明を受けました。先ほど事務局から説明のあった通りでございます。この土地は元々水田利用の土地でありましたが、数年前に南側の道路の建設がなされ、水利の確保等も難しい状況になりまして、現在、水稻は作付されていません。そういった事情のある農地でございます。申請人は現在、雲南市の借家に住んでおられますが、将来は父の故郷であります荒島町で地域医療に従事したいという思いから、この申請地を求め、住宅の建築をし、夫婦、子供2人、将来は両親も同居を希望しておられるようでございます。父の生まれた実家に近い本件農地を選定され、この農地につきましては、南側の農地が残りますので、この農地に入る進入路、東側の隣地の境界から4.2mの幅の進入路を取り、そして南側の農地を生かすという進入路を取られます。その後の437㎡の農地を宅地という事で使われるようでございます。ここも三方にL型擁壁を設置し、前面北側は[REDACTED]になっておりますが、その道路側を駐車場という事で、道路より40cm上げ、宅地のところは昨年豪雨で水害に遭い浸かった土地でございますので、1mばかり嵩上げをされるという事です。汚水につきましては前面道路に上下水道が入っておりますので、それに接続して流すという事です。雨水につきましては現在北側の道路を横断している水路がありまして、これに接続して北側の道路横にある水路に流すという計画でございます。土地改良区の意見書、隣接農地の同意書も添付してありまして、調査班としては許可妥当と判断いたしました。委員の皆様のご審議をよろしくお願いたします。以上です。

議 長：岡田 一夫君
地元委員から補足がありましたら説明をお願いします。

議 長：岡田 一夫君
ないようですので、2番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君
次に、3番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

日程第7 議第87号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。議事の前に、安来市農業委員会会議規則第10条の議事参与制限により、11番 新田委員 の退席を求め、併せて私 岡田も退席いたしますので、議第87号につきましては、安松会長代理が議長を務めますのでよろしくお願いします。

議長：安松 智君

それでは、議事を進行します。事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

17ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり決定依頼がありましたので農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により審議をを求めるものです。計画要請につきましては、20ページ下段の表の「利用集積計画件数、面積」の欄をご覧ください。今月は、賃借権162件、面積259,497㎡、使用貸借権23件、18,005㎡、全体で185件、総面積が277,502㎡となっています。詳細につきましては、農林振興課から説明があります。以上です。

農林振興課 奥野 嗣明君

農林振興課の奥野でございます。私からは議第87号についてご説明いたします。詳細は21ページからになります。今月の利用集積計画ですけれども、番号1から41及び、番号45から49が利用権設定でございます。番号49の借受者は先月の農業委員会会議で、中海干拓安来地区農地借入あっせん申出があり、借受者として適格とされたものです。また、番号42から44は農地中間管理機構の推進に関する法律第2条第3項に規定する、農地中間管理事業により農地の中間管理権を設定するものでございます。経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長：安松 智君

説明が終わりました。それでは質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：安松 智君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：安松 智君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。この際、11番 新田委員、16番 岡田委員 の退席を解除します。

議長：岡田 一夫君

日程第8 報第102号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

35ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第21条の規定による届出書の提出がありましたので報告するものです。36ページから39ページに届出内容を載せていますのでご覧下さい。今月の届出については、5件で、全て相続です。以上です。

議長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

日程第9 報第103号 農地法第18条第6項の規定による通知について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

42ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書の提出がありましたので報告するものです。43ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第18条の規定による解約については、1件で、農業経営基盤強化促進法による貸借の解約です。以上です。

議長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

日程第10 報第104号 公共事業に伴う農地一時転用の届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

44ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第53条の規定による農地の一時転用の届出書の提出がありましたので報告するものです。45ページに届出内容を載せていますのでご覧下さい。今月の公共事業に伴う農地一時転用に係る届出は1件で、島根県松江県土整備事務所長、担当部署農林工務部ほ場整備第二課より届出があったものです。事業名は、宇賀荘第三地区農地整備事業（経営体育成型）で、令和4年4月1日から令和5年3月31日までです。終了後は農地に復元されます。以上です。

議長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

日程第11 報第105号 公共事業の施行に伴う廃土処理の届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

46ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり廃土処理の届出書の提出がありましたので報告するものです。47ページに届出内容を載せていますのでご覧下さい。今月の公共事業の施行に伴う廃土処理に係る届出は1件で、安来市長 田中武夫、担当部署上下水道部水道工務課より届出があったものです。事業名は、比田地区配水管改良工事（その2）で、令和4年1月13日から令和4年3月18日までです。終了後は畑として使用されます。以上です。

議長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

日程第12 報第106号 認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用届出について

て を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

48ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第53条の規定による届出書の提出がありましたので報告するものです。49ページに届出内容を載せていますのでご覧ください。今月の届出は1件で、楽天モバイルによる携帯電話無線基地局の設置です。以上です。

議長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

本日の議案の審議は全て終わりました。以上で第20回安来市農業委員会会議を閉会します。

(午後 2時50分)